

日野町立小・中学校等の設置及び校区の
設定について(答申)

令和2年2月13日

日野町校区審議会

令和2年2月13日

日野町教育委員会
教育長 生田 進 様

日野町校区審議会

会長 本名 俊正 (自署)

日野町立小・中学校等の設置及び校区の設定について(答申)

平成30年11月19日、日野町教育委員会より諮問を受けたこのことについて、下記の通り答申します。

記

1. これまでの審議会の議論及び到達点

(1) 児童生徒数の減少に対応した学校の在り方について

これからの日野町の小中学校の児童生徒数は、令和7年度には約100人になると推測されている。

文部科学省の『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』には、「小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれる。」とある。小規模校であることは、一人一人に応じたきめ細やかな指導や支援を行うことができる、あるいは、すべての児童生徒に様々な活動のリーダーとなる機会が保障されるなどの利点がある。しかし、一方で、多種多様な考えに触れることができにくい、異なる意見との間で折り合いをつけたりそれらをまとめていったりする機会が少ない、チームで行う競技ができないなど活動が制限されるなどの課題もある。

児童生徒が、お互いに関わり合いながら社会性を身に付け、また学力を伸ばしていくためには、一定程度の規模を保つ学級や学校であることが望まれる。

(2) 保小中一貫教育の視点から見た学校の在り方について

日野町では、平成21年度から小中一貫教育、平成23年度からは保小中一貫教育に取り組んでいる。その結果、保育所と小学校、小学校と中学校との接続がスムーズに行えるようになってきている。また、黒坂小と根雨小との小小連携により、中学校入学時に生徒同士の距離が縮まっている。

小学校では来年度から、中学校では令和3年度から全面実施される新学習指導要領は、「生きる力」を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の推進、「社会に開かれた教育課程」の実現を求めている。これらの要素をより効果的に、より戦略的に行い、義務教育の水準を向上させることが期待される学校の教育環境について検討していく必要がある。

今まで行ってきた保小中一貫教育をより充実させ、中学校卒業時に日野町の未来を創っていかうとする意欲をもった生徒を育成するためには、義務教育9年間の教育目標を設定し、その実現に向けた教育課程を編成して実践していくことが望まれる。

(3) 日野町立小・中学校等の設置及び校区の設定について

以上のことをもとに、日野町立小・中学校等の設置及び校区の設定について、次のとおりとすることが適当と考える。

- ① 義務教育の水準を向上させることを目指し、児童生徒の減少の課題を考慮すれば、日野町全地区を校区とした施設一体型の学校を設置することが望ましい。
- ② 新しい学校は、新学習指導要領に示された力を育成するためにも、義務教育9年間の教育目標を設定し、系統的な教育課程を編成することができる学校であることが望ましい。
- ③ 新たに設置する学校の教育課程は、今までそれぞれの学校で大切にし、受け継がれてきた校風や伝統、地域との関わりなどを十分考慮して編成することが望ましい。
- ④ 平成31年に導入したコミュニティ・スクールを推進することで、地域とともにある学校づくりを実現し、地域全体（日野町全体）で、児童生徒や保護者、学校が抱える課題を解決し、日野町の未来を創る児童生徒の育成を図ることが望ましい。

(4) 小学校統合または義務教育学校の設置等、新たな学校を設立する場合の位置について

現在の日野町には、保育所1園、小学校2校、中学校1校が、また、日野町立の学校ではないが、鳥取県立日野高等学校の校舎が、黒坂地区と根雨地区とにある。黒坂地区と根雨地区は、それぞれの文化を形成し、発展してきた経緯もあり、それぞれによさがあり、いずれの地区でも、そのよさを生かした教育活動が展開されている。

現在の小、中学校の校舎は、昭和46年から平成13年の間に建設されており、老朽化に伴う維持管理も課題となっている。しかし、日野町の将来を考えたとき、新たな校舎を建設するのではなく、今ある校舎の修繕を行うとともに不足する教室等を増築し

て使用するのが現実的である。また、将来的には、保育所も同一敷地内に移設し、さらには鳥取県立日野高等学校とも連携した保小中高の一貫・連携教育を行う教育エリアとして発展させることが、日野町の発展にもつながると考える。

また、児童生徒の安全を確保することは、最も優先されなければならない。近年の気象状況を勘案するに、今までにはない自然災害が起こることも想定されることから、災害に遭う危険性のある場所を新たな学校の場所として選択することは、極力避けるべきである。万一の場合の町民の避難場所として、十分な機能を併せ持つ複合的な施設とすることも考慮すべきである。

2. 答申

新たに義務教育学校を設置し、校区は日野町全地区とする。

[付記]

- (1) 義務教育学校では、児童生徒や地域の実状を考慮した上で、新学習指導要領に示された力を育成するとともに魅力ある日野町教育を展開するために、系統性と連続性を踏まえた区切りの設定、独自教科の新設などを含め、特色ある教育課程を編成すること。
- (2) 地域の人々や伝統文化に触れたりそれらを探究したりする活動を教育課程に組み込むとともに、それらを十分に行うことができる環境を整えること。
- (3) 現在導入している「日野中学校区学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を、義務教育学校に引き継ぐこと。
- (4) 義務教育学校の設置については、学校関係者、保護者、地域住民と十分に協議の上、できるだけすみやかに実施すること。ただし、(1) 及び (2) に記載している内容については、学校関係者、保護者、地域住民等で検討すること。
- (5) 義務教育学校は施設一体型とし、第1学年（小学校第1学年）の児童から第9学年（中学校第3学年）までの生徒が使用することを十分考慮したものとすること。
- (6) 義務教育学校の位置については、1の(4)に記した内容を十分考慮し、日野町、日野町教育委員会として判断すること。
- (7) 通学については、児童生徒の安全が確保されることを第一とし、保護者負担の軽減にも努めること。
- (8) 将来的には、保育所も同一施設（敷地）内に移設し、0歳から15歳までの切れ目のない教育活動が行える施設とすること。
- (9) 鳥取県教育委員会や鳥取県立日野高等学校と協議を行い、義務・高校連携教育について検討を進めること。
- (10) 義務教育学校の設置により、既存の黒坂小学校、根雨小学校ならびに日野中学校の3校は廃校とすること。
- (11) 使用しなくなった学校の跡地利用、学校がなくなる地域の地域振興について、持続可能なまちづくりのために、日野町として具体的な施策を講じること。